

9 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和4年9月16日（金） 午後1時

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和4年9月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>穎原委員、木阪委員よろしくお願ひします。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>それでは、議案第1号、協議事項1については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第2号から議案第4号について、まとめて教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、議案第2号から第4号について、続けて説明をさせていただきます。資料①を御覧ください。</p> <p>まず、議案第2号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての意見の申出について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料①の5ページを御覧ください。</p> <p>「1 条例制定の趣旨」についてです。後ほど議案第3号で説明をさせていただきますが、この9月議会に、職員の定年に関する条例の改正の議案が提出される予定です。条例改正後は、定年年齢が引き上げられることから、職員の高齢者部分休業後の人生設計の準備や加齢による諸事情への対応、地域貢献等を行うことができるようにするため、職員の高齢者部分休業制度に係る条例を新たに整備するものです。</p> <p>「2 条例の内容」についてです。まず、高齢者部分休業の承認についてですが、(1)のとおり、条例第2条において、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができることと規定しています。なお、①のとおり、取得単位は1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲としており、取得可能期間は②のとおり、経過措置の対象となる職員を除き、原則として60歳に達した日の属する年度の翌年度から定年退職日までとされています。</p> <p>次に、高齢者部分休業をしている職員の給与についてですが、(2)のとおり勤務しない時間に応じて、給料及び給料月額を算定基礎とする手当等を減額することとしております。続いて、退職手当の</p>

取扱いですが、高齢者部分休業をした期間は、現実の職務に従事することを要しない期間に該当するとしており、具体的には休業期間の1/2に相当する期間を在職期間から除算することとなります。また、

(4) (5) のとおり、条件を満たす場合は、高齢者部分休業の承認の取り消し又は休業時間の短縮、並びに休業時間の延長の承認をすることができるとされています。

最後に「3 施行期日」については令和5年4月1日としております。

続きまして、議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての意見の申出について」説明いたします。資料①の15ページを御覧ください。

まず、「1 趣旨」についてです。議案第2号でも触れさせていただきましたが、地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年年齢が国家公務員と同様に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制が導入されること等に伴い、関係条例の一部改正等を行うものです。

「2 改正の概要」についてです。

(1) の「職員の定年等に関する条例の一部改正」について御説明します。まず、「ア 定年年齢」については、60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げるものです。

続いて、「イ 管理監督職勤務上限年齢制」、いわゆる役職定年制についてですが、これは管理監督職、管理職手当を支給される職員の職等について、60歳に到達した年度の翌年度から、管理監督職以外の職等へ降任又は転任をするものです。「ウ 定年前再任用短時間勤務制」につきましては、60歳に達した日以後に退職した者について、定年までの間、短時間勤務の職に採用できるという制度です。「エ」につきましては、60歳到達の前年度に、職員に任用及び給与に関する措置の内容等の情報提供を行うとともに、勤務の意思確認に努めることとされたものです。

続きまして、(2) 「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、職員が60歳に達した日の翌年度以降の給料月額、職員に適用される給料表の等級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすること、また、定年前再任用短時間勤務制度の導入による所要の改正を行うものです。

(3) 「一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、学校職員を対象として同様に、職員が60歳に達した日の翌年度以降の給料月額、職員に適用される給料表の等級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすること、また、定年前再任用短時間勤務制度の導入による所要の改正を行うものです。

(4) 「職員の退職手当に関する条例等の一部改正」につきましては、60歳に達した日以降、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額について、当分の間、退職事由を定年退職として算定する等、所要の改正を行うものです。

(5) 「職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正」につきましては、管理監督職勤務上限年齢制による降給等の導入に伴い、減給の基準となる給料について、「発令の日に受ける」と規定す

る等、所要の改正を行うものです。

(6) 「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正」につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、所要の改正を行うものです。

(7) 「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、所要の改正を行うとともに、高齢者部分休業制度の導入に伴い、当該休業期間中の給与の減額について規定するものです。

(8) 「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正」につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、所要の改正を行うものです。

(9) 「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正」につきましては、派遣の対象から除外する職員に、定年条例の規定により異動期間等を延長された管理監督職を占める職員を追加する等、所要の改正を行うものです。

(10) 「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」につきましては、育児休業等を行うことができない職員に、定年条例の規定により異動期間等を延長された管理監督職を占める職員を追加する等、所要の改正を行うものです。

(11) 「職員の再任用に関する条例の廃止」につきましては、再任用条例を廃止するものです。

(12) 「公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正」につきましては、派遣の対象から除外する職員に、定年条例の規定により異動期間等を延長された管理監督職を占める職員を追加する等、所要の改正を行うものです。

(13) 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」につきましては、給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

(14) 「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、所要の改正を行うものです。

(15) 「職員の退職管理に関する条例の一部改正」につきましては、警察法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

(16) 「会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正」及び(17) 「会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正」につきましては、給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

最後に、「3 施行期日」は令和5年4月1日としております。ただし、60歳到達の前年度の情報提供及び勤務の意思確認等、一部の規定については公布の日としております。

続きまして、議案第4号の「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」説明いたします。資料①の204ページを御覧ください。

まず、「1 趣旨」についてですが、「「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」の施行等により、育児休業等取得要件の緩和等がはかられたことから、これに併せて職員の育児休業等に関する条例の

	<p>一部を改正するものです。</p> <p>次に「2 改正の概要」ですが、(1)については、男性の非常勤職員が、女性の産後休暇の期間にあたる、子の出生後8週間以内において育児休業を取得しようとする場合に、対象者が「子の1歳6か月到達日」以降も任期が継続する場合とされていたのが、子の「出生後6月と8週間を経過する日」以降も任期が継続する場合に改められたものです。(2)については、非常勤職員が、子の1歳以降における育児休業を取得しようとする場合について、従来は1歳到達日翌日に配偶者の育児休業から引き続き取得するとともに、特別の事情がある場合とされてきましたが、改正後は配偶者が子の1歳以降に育児休業をしていれば、1歳到達日翌日に限らず、配偶者の育児休業と重ねて育児休業が取得できる等の改正を行おうとするものです。その他、規定の整備等を行っております。施行期日については、公布日としております。</p> <p>以上が、議案第2号から議案第4号についての説明です。これらの改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされました。日程の都合から、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきますたく、お諮りするものでございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第2号から議案第4号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
全 委 員	<p>議案第2号から議案第4号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
教 育 長	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第2号から議案第4号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第5号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>220ページからの議案第5号について説明いたします。223ページの参考資料を御覧ください。</p> <p>「1 趣旨」のとおり、教育職員免許法の改正により、令和4年7月1日に教員免許更新制度が廃止されました。山口県使用料手数料条例では、これまで教員免許更新に係る手数料を定めておりましたが、今回の法改正を受け、「2 改正の概要」のとおり、これらの手数料を削除するとともに、関係通知書の再交付に係る区分の字句を整理するものです。なお、施行期日は公布の日としております。</p> <p>この条例の制定について、県議会への議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して、「異存ない」旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から議案第5号について説明がありましたが、</p>

	<p>意見、質問はありますか。</p>
全 委 員	<p>議案第5号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
教 育 長	<p>承 認</p> <p>議案第5号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第6号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第6号「令和4年度の山口県教育委員会の点検・評価」について御説明します。資料②の2ページからでございます。</p> <p>この点検・評価の目的は、「1 根拠」にありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施するもので、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有するものの知見の活用を図りながら点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出、公表することになっています。</p> <p>この点検・評価については、本日の教育委員会会議で御審議いただいた上で、9月定例県議会に報告し、その後公表することとしております。「2 点検・評価の対象」ですが、大きく分けて2つあり、「山口県教育委員会の活動状況」と「事務事業の実施状況」としてまいります。はじめに、1つめの柱、「3 教育委員会の活動状況に係る点検・評価」についてです。教育委員会会議の開催状況や、意見交換、県内視察への出席など、1年間の活動状況を記載しています。委員皆様の活動ですので、説明は省略させていただきますが、2ページの最後にあります評価結果を御覧ください。昨年度は、教育庁の組織改編や第3期県立高校将来構想の策定に向けた協議を行うなど様々な課題について審議を行い、教育行政の推進に取り組みました。また、総合教育会議において、「令和3年度の重点的な取組に対する対応」や新年度の「重点取組方針」について、知事と教育長及び教育委員が協議を行い、教育行政に係る課題等について意思疎通を図ったところです。</p> <p>教育委員会の活動状況については以上です。</p> <p>続いて、2つめの柱、「4 事務事業の実施状況」に係る点検・評価です。3ページを御覧ください。</p> <p>「(1)の点検・評価の方法」につきましては、山口県教育振興基本計画の29の施策と、7つの緊急・重点プロジェクトについて、それぞれの取組内容と指標をもとに、評価基準に基づいて、事業を所管する課・室において自己評価を行っております。3ページの最後、(2)のとおり、こうした点検・評価の結果を、今後の取組内容の見直しや改善、次年度の予算編成等に反映させていくこととしております。4ページと5ページは、29の施策のうち、11番目の「特別支援教育」に関する点検・評価の例を参考に掲載しています。</p> <p>次に、6ページを御覧ください。29の施策について、評価結果を抜き出して一覧にまとめたものです。昨年度の評価から変わった評価項目を網掛けしています。また、上下の矢印は、評価の変化が、改善したのか後退したのかを示しています。評価が後退した施策につい</p>

て、主な理由を申し上げれば、「8 体力向上の推進」は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、体力合計点の件平均点」が低下したため、「2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の充実」、「1 2 幼児期における取組の充実」、「1 3 少人数教育の推進」、「2 2 「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進」、「2 5 教職員の資質能力の向上」の5施策については、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、取組と指標の評価が後退したことが主な要因となっています。

昨年度から引き続き、「課題あり」の結果となった「1 キャリア教育の推進」については、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた行事を実施できなかったこと等が主な要因です。

続いて、緊急・重点プロジェクトの評価結果についてです。7から9ページを御覧ください。

「順調」及び「一部に課題はあるが概ね順調」と評価したのがそれぞれ3つのプロジェクト、「取組に課題あり」と評価したのが1つのプロジェクトとなっています。また、昨年度の評価と変わった場合には、改善か後退か、矢印でその方向を示しています。時間の関係もありますので、昨年度から評価が下がったプロジェクトについて説明します。まず、8ページの、「3 確かな学力育成プロジェクト」です。このプロジェクトでは、新しい時代に求められる資質・能力の育成を図ることとしています。こちらは、「全国学力・学習状況調査正答率の全国平均との比較」の指標が後退したことなどが、評価の後退の要因となっています。今後の展開方向については、新学習指導要領の着実な遂行やICTの有効活用を推進するなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に継続的に取り組むとともに、コロナ禍においても学びを止めることなく、確かな学力の定着と向上に向けた取組や、きめ細かな指導体制の充実に向けた取組を実施してまいります。

次に「(4) 豊かな心・健やかな体育成プロジェクト」です。このプロジェクトでは、豊かな心を育み、たくましく生きるための健やかな体の育成を図ります。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒の生活リズムが乱れやすく、登校する意欲がわきにくい状況があったことなど、すべての指標で後退の評価となったことが、評価の後退の要因となっています。今後の展開方向については、SC・SSW等の外部専門家や関係機関等との連携強化による相談・支援体制の一層の充実を図るなど、引き続き、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への取組の充実を図っていくこととしています。

次に、9ページの、「(6) 教職員人材育成プロジェクト」です。このプロジェクトでは、優秀な教員の確保・育成や、学校における働き方改革を推進し、子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の充実を図ることとしています。こちらは、「いじめの解消率」の指標が後退したことなどが評価の後退の要因となっています。今後の展開方向については、新たな学びの視点で開発した教育プログラムを活用した課題解決型学習を体験する研修等に取り組むことで、教職員の資質能力の向上に取り組んでいくとともに、改訂した「学校における働き方改革加速化プラン」に沿って、教職員の働き方改革に向けた取組の充実を図ってまいります。

次に、10ページを御覧ください。今回の評価における新型コロナウイルス感染症の影響について記載しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、計画の進捗にも大きな影響を及ぼすものと考えており、令和3年度の点検・評価においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種行事や研修会等を予定通り実施できなかったことなどから、評価が後退するという状況も見受けられました。そのような中、「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づく感染防止対策の徹底をはじめ、感染防止対策や学習支援など、子どもたちの学校生活を守るために全力で取り組んでまいりました。特に、部活動に取り組んできた生徒たちの貴重な成果発表の場となる大会や修学旅行等の学校行事が安心・安全な活動となるよう、生徒・教職員等へ一斉PCR検査と随時PCR検査は、全国に先駆けて実施したところです。

最後に、11ページから13ページには、細かい文字で恐縮ですが、教育振興基本計画に設定している51の推進指標の進捗状況を一覧で整理しています。事務事業の実施状況の説明は以上です。なお、最初に御説明しましたが、点検・評価の実施に際して、学識経験者の知見の活用を図ることとなっていることから、9月7日に「山口県教育振興推進会議」を開催いたしました。コロナ禍で整備が進んだICT環境を活用した学びの充実やネットいじめ・ゲーム中毒を防ぐためのICTリテラシーの向上、県民ぐるみの幅広い世代が参画できる生涯学習の推進など、様々な御意見をいただいたところです。

議案第6号の説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長

ただいま、教育政策課から議案第6号について説明がありました
が、意見、質問はありますか。

佐 野 委 員

昨年度の行事について、新型コロナの影響が非常に大きくて、評価の指標が星1つというところが結構見受けられるなというところがございませう。新型コロナの影響で仕方がない部分もあると思っておりますけれども、それだけ、そういったコロナの中でどのようにできるのかというところ、その辺もおっしゃられておりましたけれども、次年度はぜひ、新型コロナの中でもどのようにできるようにするのかという方向に進めていってほしいなと思っておりますので、この星1つのところを何か改善を進めていただきたいなと思っております。それと今回新型コロナの影響で視察が1回しかできませんでしたけれども、逆に視察の大切さというのを感じる機会になったんじゃないかと私自身思っております。やはり疑問に感じたり、気になったことがあっても、いつも身近な情報だけに頼ってしまうということがあり、やはり現場で疑問をぶつけるとか、状況を自分の感覚で把握するっていうところの、そういうことを通して意見を伝えることが可能になってくるんじゃないかなと思っております。ですから次年度、新型コロナの感染状況がまだ改善していないかもしれませんが、可能な限りできることを実施していただければなと感じております。

和 泉 委 員

コロナの影響でいろいろと学校が大変な中、ご努力いただいたとい

うふうに思っております。今、佐野委員がおっしゃられましたように1つの星のところとか、そのような形になっておりますが、できる所から改善していただきたいという思いと、もう1つ働き方改革というか、その視点もあって、コロナだから中止せざるをえなかったけど、中止したけれどもそれ程影響がなかった行事もあるんじゃないかなと思っております。これをいい機会にして、先生方、子どもたちに本当に勉強すべきことは何なのかという視点で精選してもらうことも必要かなと思っております。またコロナが明けてまた元に戻るとなると、子どもたちも先生の方もハードルが上がる場所もあると思いますので、ちょっと工夫していただきたいと思っております。

小 崎 委 員

7ページの「地域教育力日本一」推進プロジェクトについて順調ということで地域の人間として少し安心しております。1つ良い事例を紹介させていただくと、一昨日の水曜日に萩東部の地域教育ネットの会議があったんですけれども、そこで、別冊の31ページに示してある、「『学校・地域連携カリキュラム』の作成及び地域との連携による活用の促進」というのがあるんですけれども、当初、カリキュラムを地域と一緒に作りましょうというのをお聞きしたときに、なかなかハードルが高いなと思っていたんですが、先日の地域教育ネットの会議を行ったとき、萩の方では、萩東中学校区の教育ネットは、2つの中学校と、4つの小学校が合わさっている教育ネットなんですけれども、それを小中一貫と捉えて、教育カリキュラムという形で、先生方がカリキュラムを今作っておられるんですね。その途中段階なんですけれども、それを協議会の時に私達委員に提示してくださって、委員、地域の方の意見を聞きたいということで、グループに分かれて熟議させていただきました。その中でやはり先生方には分かる言葉でも、地域としてみたときに、その言葉は何、とか、この言い回しはちょっとわかりにくいよねとか、本当にそういう基本的な私達の素直な思いを話すことができたので、終わった後に先生方がすごく勉強になりましたと言ってくださいました。さらに、まだ製作途中なので、変えることができるので、そういう意見を取り入れてまたいいカリキュラムを作っていきたいというふうに仰って下さったんですね。そしていずれはそのカリキュラムが子どもたちや保護者に見てもらえるようになるので、より良い、より分かりやすく身近に感じられるようなカリキュラムを作りたいと仰ってましたし、私達としてもそういうふうなカリキュラムを是非作っていただきたいです。それを見て地域の方もここは自分達もできるねとか、そういうことが言えるような、そういう関係性ですとか、そういう話がこれからもどんどんできたらいいなと思って、とても充実したいい熟議になったので、そういう感じで続いていけばいいなと思えました。

地域連携教育
推 進 課 長

大変いい事例の御紹介ありがとうございました。コロナ禍であっても、各学校におかれましては様々な感染症対策を行い、少しずつ地域連携の動きを進めておられて、萩の大変いい事例があったのですが、そういった事例も市町教育委員会と連携する中でたくさんあがってきておりますし、各学校の管理職の先生方に直接アンケートを取らせていただきまして、そうした好事例、課題も集約しているところ

	<p>です。好事例については今後、様々な形で県内全体に情報展開を図っていきまして、是非いろいろな学校の参考にさせていただけたらと思っております。ありがとうございました。</p>
教 育 長	<p>議案第6号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第6号を承認いたします。 それでは、報告事項に入りたいと思います。 報告事項1について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>令和4年度山口県文化財専門員の採用選考試験の実施について御報告します。資料2の14ページを御覧ください。 本採用選考試験につきましては、主に埋蔵文化財の保護・活用、出土した考古資料に係る調査研究や展示等に当たる専門職員を確保するために実施するもので、令和5年4月1日付で1名程度を採用することとしております。応募資格につきましては、3点ございまして、1点目に「昭和48年4月2日以降に生まれた50歳未満の者であること」、2点目に「大学や大学院で、考古学や文化財学を学び、大学院の修士課程を修了した者」又は、「同等の研究経験、実務経験を有する者であること」、3点目に「学芸員の資格を有しているか、令和5年3月31日までに有する見込みである者」としております。応募期間は、来週の9月21日水曜日から10月24日月曜日までの約1ヶ月間とし、1次選考、2次選考を経て、12月下旬に合格者を発表することとしており、人物重視の選考を行ってまいります。なお、15ページ以降に掲載しております募集案内については、本日、報道機関にも配布いたしますが、併せて全国の都道府県教育委員会をはじめ、大学や大学院の考古学科等、関係機関に広く送付するとともに、県ホームページのみならず、民間の公務員試験情報サイトにも掲載を依頼し、広く募集を図ってまいります。以上、御報告申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から報告事項1について説明がありました が、意見、質問はありますか。</p> <p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項2について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、報告事項2、「県の新たな総合計画（素案）について」 でございます。資料②の25ページを御覧ください。 県政運営の指針であり、県の政策の基本的な方向をまとめた総合計画である「やまぐち維新プラン」については、本年度で計画期間が満了となります。このため、県では、総合企画部が中心となり、各部局が連携して新たな計画づくりを進めているところです。このたび、プランの素案がとりまとめられ、先日開催された県の活力創出本部会議において公表されましたことから、本日は、素案の概要で、素案全体</p>

を見ていただくとともに、教育関係の施策等の概略については、素案本体をもとに説明させていただきたいと思います。

初めに素案の概要です。ページ数が多いため、ポイント部分の説明となりますことをご容赦ください。25ページを御覧ください。新たな総合計画の名称は「やまぐち未来維新プラン」となっており、全体は8つの章で構成される予定です。26ページの上半分が第1章です。策定の趣旨、性格と役割、それから、計画期間が今年度から2026年度までの5年間とすることを示しています。

26ページの下半分から29ページの上半分までの第2章では、本県の人口減少の現状、本県を取り巻く環境、そして、山口県の強みと潜在力として、産業・大交流・生活の各分野での分析をしています。

29ページの下半分から30ページまでの第3章では、県づくりの推進方向を示しています。基本目標である「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現をめざし、「安心・安全」、「デジタル」、「グリーン」、「ヒューマン」の4つの視点を踏まえて、基本方針である、産業維新、大交流維新、生活維新の「3つの維新」のさらなる進化への挑戦を進めていくこととしています。

31ページの上半分が第4章です。直面するコロナの危機の克服について示しています。

31ページの下半分からが第5章、重点的な施策の推進であり、未来維新プランの具体的な中身となります。これまでの取組成果や本県の強みと潜在力を活かし、3つの維新において取り組む20の維新プロジェクトを設定し、これらのプロジェクトのもとに、72の重点施策を展開することとしています。

31ページの下半分に20の維新プロジェクトが掲げられていますが、教育委員会が関係するプロジェクトを申し上げますと、「1 新たな価値を創造する産業DX」、「3 時代を勝ち抜く産業力強化」、「4 中堅・中小企業の「底力」発揮」、「14 新たな時代の人づくり推進」、「18 災害に強い県づくり推進」となっておりまして、これらのプロジェクトに教育関係の重点施策がぶら下げられているところです。また、32ページ以降には、各プロジェクトの概要が並んでいますが、このプロジェクト毎にプランの進捗状況を測るため、114の成果指標を設けることとしています。各プロジェクトの右隅に、成果指標等が御覧いただけるとと思います。

重点施策の概要については後ほど申し上げますので、ページを飛ばしまして、42ページの下半分でございます。第6章では、将来に希望をもって暮らすことのできる山口県を創っていくため、「持続可能な行財政基盤の確立」に向けた取組内容を示しています。

43ページの上半分は、第7章で、施策の総合的な推進について、下半分の第8章では、計画を着実に推進するための推進体制や進行管理について示しています。44ページからは、素案本体の第5章のうち、教育関係のプロジェクトおよび重点施策を抜粋したものでございます。

まず、産業維新に関するプロジェクトです。重点施策1番、「産業におけるデジタル化の加速」や、重点施策9番、「強みを伸ばす産業基盤の整備」では、産業のデジタル化に対応した教育活動による人材育成の推進を掲げています。45ページは、重点施策16番、「成長

を支える産業人材の確保・育成」では、キャリア教育や、高校生の県内就職を促進する取組等を掲げています。次に、生活維新の46ページの新たな時代の人づくり推進プロジェクトは、教育関係の多くの施策が関係するプロジェクトです。重点施策46番、「生涯にわたる人づくりの基礎を培う取組の推進」では、「山口県乳幼児の育ちと学び支援センターの機能強化」を掲げています。47ページ、重点施策47番、「ふるさと山口への誇りと愛着を高める取組の推進」では、「ふるさと山口を愛する子どもたちの育成」として、学校や地域等が連携し、地域課題等について話し合う「熟議」において児童生徒が主体的に参画する取組などを掲げています。同じく47ページ、重点施策48番、「新たな価値を創造する力を育む取組の推進」では、「課題を発見し、他者と協働して解決する力を育成する取組の推進」や、「自らキャリアを構築する力を育成する取組の推進」として、48ページにかけて、異なる学科間と連携・協働した探究活動や起業家精神を醸成する教育活動の推進などを掲げています。さらには、その下の部分、「グローバルな視野を育成する取組の推進」として、ICTの活用等を通じた、世界と交流する機会が当たり前となる環境づくりの推進や「AI等新しい技術を活用する力を育成する取組の推進」として、データサイエンティストやデジタル人材の育成の推進などを掲げています。48ページ、重点施策49番、「誰にも等しくチャレンジの機会を創る取組の推進」では、「すべての子どもの社会参加に向けたインクルーシブ教育システムの推進」や、49ページに移りまして、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」として、社会教育施設等において、デジタル技術を活用した魅力的な講座の開講などの取組を掲げています。その下の重点施策50番、「地域や時代のニーズに対応し、チャレンジのための環境を整える取組の推進」では、「社会に開かれた教育課程の実現に向けた「山口県の地域連携教育」のさらなる推進」や、その下から50ページにかけて、「やまぐちスマートスクール構想のさらなる推進」として、ICT環境を効果的に活用した児童生徒の情報活用能力の向上や情報モラル教育の充実などを掲げています。さらには、「多様な学びの希望に応える学校づくりの推進」として、「第3期県立高校将来構想」に基づく特色ある学校づくりの推進や、「未来を切り拓く確かな学力の育成」として、課題解決型の学びの充実の推進などを掲げています。51ページ、重点施策51番、「新たな時代の人づくりを支える体制の充実」では、「チームで学び合い高め合う教職員の育成を推進」として、教職員の適性や能力の幅を広げ可能性を引き出す研修の充実や、52ページにおいて、「安全で質の高い魅力ある教育環境づくりの推進」として、特別支援学校の教室不足、障害の重度・重複化などに対応した施設整備の推進などを掲げています。さらに、「学校における働き方改革の推進」として、ICT機器の活用等による教職員の業務効率化の推進などを掲げています。重点施策52、豊かな心、健やかな体の育成では、「いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への取組の強化」として、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題の早期解決に向けた外部専門家や関係機関等と連携した相談・支援体制の強化、「子どもたちの豊かな人間性と心身の健康を育み、元気を創造する取組の推進」として、スポーツ・文化環境の構築に向けた取組の推進などを掲げてい

<p>教 育 長</p>	<p>ます。53ページを御覧ください。重点施策62番、「防災・危機管理対策の強化」では、生活・社会基盤の耐震化の推進を、重点施策63番、「日本一の安心インフラやまぐちの実現」では、学校施設など、老朽化対策の推進を掲げています。このやまぐち未来維新プラン（素案）については、後日開会予定の9月県議会で御審議いただき、その後、パブリック・コメントを経て、年内の策定を目途に作業が続けられることとなっています。</p> <p>未来維新プラン（素案）の概要の説明は以上のとおりです。</p> <p>ただいま、教育政策課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて、報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>令和4年3月の公立高等学校等卒業者及び県立特別支援学校高等部卒業者の進路状況について御報告いたします。</p> <p>本調査は、県教委が進路状況を把握し、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の進路指導の一層の充実を図るため、毎年実施しているものです。まず、公立高等学校等のうち全日制・定時制課程卒業者の進路状況から御説明します。報告事項3別冊資料の1ページをお開きください。</p> <p>第1表は、卒業者の進路別状況であります。表の一番左にお示ししております「卒業年月」が「令和4年3月」の欄を御覧ください。</p> <p>「大学等進学者（A）」の割合は47.3%、「専修学校等進（入）学者（B）」の割合は22.5%、「就職者（D）」の割合は27.6%、「その他（E）」の割合は2.0%となっており、昨年と比べて、進学者の割合が増加、就職者の割合は減少しています。</p> <p>次に2ページを御覧ください。第2表は、設置者別の大学等進学状況です。表の中の「大学」の「計」の欄にお示ししておりますように、大学等進学者のうち、大学への進学者の計は3,071人であり、進学者に占める構成比は89.2%です。同様に、短期大学への進学者の計は316人であり、構成比は9.2%です。</p> <p>続いて3ページですが、第3表は、学部系統別の進学状況です。左側の「1 大学」の表を御覧ください。大学進学者のうち進学者数が最も多い系統は、大分類「社会科学」の中の「商学・経済学」であり、605人が進学し、構成比は19.7%となっています。続いて、右側の表の短期大学については、進学者が最も多い系統は、「教育」であり、156人が進学し、構成比は49.4%となりました。</p> <p>次に、4ページの第4表ですが、これは、大学等の所在地別にみた進学状況です。大学進学者のうち、山口県内の大学に進学した者は、「1 大学進学者」の表の中の「山口県」の列の一番下の「合計」のところにお示ししておりますように、実数が887人で、構成比が28.9%となっています。同様に、短期大学進学者のうち、山口県内の短期大学に進学した者は、実数が163人で、構成比が51.6%となっています。続いて、5、6ページの第5表は、進学者が大学・</p>

短期大学とも国公立は3人以上、私立は10人以上の学校を、地域別にまとめたものをお示ししています。

次に、7ページの第6表は、専修学校等への進(入)学者の系統別状況です。最も多い区分は「医療」で、実数が476人、構成比が29.1%です。続いて、就職の状況です。8ページの第7表は、就職者の職業別状況です。「区分」の列の中ほどにあります「生産工程従事者」の中の「製造・加工従事者」が617人と最も多く、構成比は30.7%です。

次に、9ページの第8表は、学科別の就職状況です。上の表の「就職者に占める各学科の状況」と、下の表の「各学科に占める就職者の状況」の双方において、「工業科」の構成比が高くなっており、上の表での割合は、51.1%、下の表での割合は81.4%となっています。続いて、公立高等学校通信制課程の卒業者の進路状況調査結果について、10ページ以降にまとめています。なお、該当校が1校であることから、主な進学先は掲載していませんが、その他の項目については、全日制・定時制の調査結果と同様にまとめています。

次に、令和4年3月の県立特別支援学校高等部卒業者の進路状況について御説明いたします。特別支援高等部の資料1ページをお開きください。

第1表の卒業者の進路別状況についてですが、卒業者のうち、進学者の割合は5.2%、就職者の割合は、30.6%、福祉施設の利用者の割合は59.1%、その他については、5.2%となっております。第2表は、進学先の一覧を、2ページの第3表は、就職者の職業別状況をお示ししております。また、3ページの第4表は、利用福祉サービスの一覧でございます。

今後も、生徒一人ひとりの進路希望が叶うように全力で支援していきたいと考えております。

教 育 長

ただいま、高校教育課から報告事項3について説明がありました
が、意見、質問はありますか。

佐 野 委 員

高校を卒業されていろいろな進路に学生が進んでおられるという数値が出て、先ほどの報告事項であったやまぐち未来維新プランの中で15歳から29歳の県外流出が顕著とあり、やはりそちらの大学の数字だけをみても、やはり実数3,071名のうち山口県には887人ということで3分の2以上が県外に行かれていらっしゃる、実際に感覚的にある程度、山口県の子どもたちに学力がついてしまうと県外の学校を目指してしまうという傾向があるというふうな感じをもっています。いったん県外に進学すると、なかなか感覚的に地元に戻って来れないという、そういう部分何となく共通の認識のような感じで、周南の地元の企業のアンケートとか、そういったところを見ると、工業の就職される方が非常に多いのですけれども、オペレーターとかそういった感じの雇用というのは、いろいろな企業が期待しているんですけども、なかなか大学卒で、研究職とか経営幹部のそういった立場の雇用というのは非常に、狭き門だなという印象をもっております。県内の大学などで、進学を通して地元就職したいという思いはあると思うんですけどなかなか受け皿がやっぱり少ないのかな、そういう

	<p>気持ちが企業の方に少ないのかなという感じがしているところです。私の地元の周南公立大学設立ということで、地元で学んだ子が地元就職するサイクルができないかな、というところを考えることがあるんですけども、地元で学んで優秀な方っていうのは地元に残って、それが地元で就職という、そういうステータスができたらなというふうに感じております。多分その辺りを改善することで県外流出、相当数が改善していくのではないかと考えております。非常に難しいところですけども、優秀な子どもたちが行く受け皿、そういったところをしっかりと手当てして、大きくしていただきたいなというふうなところがあります。山口県非常にたくさんの強みがありますので、その辺、地元の優秀な子どもたちが入っていける、そういう流れを是非つくっていただきたいなと思います。ちょっと大学生のそういう、どこに進学しているかどこに就職しているのかというところを話してその様に感じました。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>高校在学中はもちろん、小学校、中学校を通して、県内企業の魅力やよさを伝える機会というのはさらに充実をさせていきたいと考えております。そして大学に進学した後も、山口県を常に意識してもらうことにつなげていきたいというふうに考えております。そうした中で、佐野委員が言われたように、実際その県内の企業の中に研究職を受けるだけの数があるかどうかということにつきましては、就職関係で、企業の皆さんとも会う機会もございますので、そうした中で求人開拓の強化というところに、少しずつではありますが努めてまいりたいと考えております。県内の大学への進学者、あるいは県内就職者はいずれも、若干ではありますけども増加傾向にある、そういった状況がございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。 それでは、協議事項に入りたいと思います。 協議事項2について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
<p>学 校 安 全 ・ 体 育 課 長</p>	<p>「第3次山口県学校安全推進計画（素案）について」御説明いたします。資料の56ページを御覧ください。 「1の県計画の位置づけ」にありますように、県教委では、これまで、学校保健安全法に基づき、国の「計画」に準じた県の1次・2次計画を策定し、各学校での取組を推進してきたところです。こうした中、2にありますように、今年3月に国の3次計画が策定されたことから、本県におきましても新たに第3次山口県学校安全推進計画を策定することにいたしました。 資料がとびますが、57ページを御覧ください。「第3次山口県学校安全推進計画」完成のイメージ図です。左上にありますように、本計画では、学校安全の目標として、「事件等による被害を未然に防ぎ、子どもたちのかけがえのない命を守ること」、「子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成すること」及び「自分の安全を確保した上で、周囲の人や社会の安全に貢献できる力を育成すること」の3つを掲げています。また、中段より少し下にありますように○で示した具体的な取組を「安全教育」、「組織活動」</p>

	<p>及び「安全管理」の3つに整理し、それぞれの具体的な取組に施策目標を設定しPDCAサイクルで取組状況を確認・改善することとしています。</p> <p>資料の56ページに戻っていただけたらと思います。「3 素案のポイント」を御覧ください。第3次の県の推進計画につきましては、国の計画に準じた内容とし、主なポイントとして①・②で、学校内外の組織活動を、③・④では、実践的で地域の実情を踏まえた安全教育を、⑤では、事故情報等に見える化する安全管理を、そして⑥では、教員の資質向上を掲げています。さらにそれらの内容とひもづけ、県で取り組む内容として、アの1人1台タブレット端末を活用した安全教育の充実を図ること、イのやまぐち型地域連携教育の仕組みを生かした取組の一層の充実を図ること、ウのキャリアステージに応じた研修の充実を図ること、エの危険予測学習などの効果的な実施やより実践的な日時等を事前に告げない避難訓練の積極的な実施など、実効性のある安全教育の充実を図ること、オの防災担当部局・地域の防災組織等との連携を強化することを掲げました。</p> <p>次に、資料58ページを御覧ください。今後のスケジュールですが、9月議会で素案を提示した後、10月にパブリック・コメントを実施し、広く県民の皆様方からも御意見を伺うとともに、引き続き、関係各方面と調整を行います。その後、11月議会で最終案についてお諮りし、12月を目途に「第3次山口県学校安全推進計画」を策定する予定としております。これまで同様「安全・安心な学校づくりをめざすこと」という基本認識に基づき、各学校・市町教育委員会・各関係機関・地域との連携を図りながら学校安全に係る取組を、総合的かつ効果的に推進してまいります。なお、資料59ページに1人1台タブレット端末を活用した安全教育の展開例をお示ししています。</p> <p>学校安全・体育課からは以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校安全・体育課から協議事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>安全推進計画の内容を見まして、本当にたくさんの対応策、いろんなデータがあるんだなということがわかりました。今回この冊子を見させて戴きまして感じたのが、デジタルとアナログをうまくつないで見せる、そういうやり方をとられていらっしゃるというふうに、それはとても分かりやすい、今、携帯端末を子どもたちや親御さんの方でも、そういうのを確認することで、必要な情報をパッと確認することができる、具体的な事例がわかるというのは、新しい取組を進めていらっしゃると思いました。その中で教えていただきたいのですが、今、QRコード、2次元コードという形にされていますけど、個人では普通に使っているんですけども、公的なところで使う場合は権利的なところの確認などはされておられるのでしょうか。</p>
学 校 安 全 ・ 体 育 課 長	<p>当然リンク先としては、リンクの著作をいただいてそれに基づいてそこに掲載しているところではあります。</p>
佐 野 委 員	<p>ありがとうございます。QRコード自体もそれはもう無償で使える</p>

<p>学校安全・ 体育課長</p>	<p>物という認識でよろしいですか。</p>
<p>佐野委員</p>	<p>はい、そうです。</p> <p>実際にいろいろ私も携帯端末で確認して見たんですけども、大きいやつは簡単に読み込みができるんですけども、縦に並んだり、小さめのQRコードは気を付けて撮影しないと他の所を読み込んでしまう可能性があるんで、配置とかを少し整備された方が良いのかなと思います。小さめのQRコードが並んでいるとちょっと上手く、そこに読みとりが当たらない場合があるんで、少しその辺を改善されたら良いかなというふうに感じております。</p>
<p>学校安全・ 体育課長</p>	<p>ありがとうございます。改善についてはまた設定してみようと思います。タブレット端末上ではそこをクリックしたらそのまま、ジャンプすることになっていますので読み込まなくても見ることはできる設定にはしております。</p>
<p>佐野委員</p>	<p>あと一点、心肺蘇生のところですが、校内研修ができなかったというのが書いてあったんですけども、正直、校内研修、実習を実施していただきたいと感じております。私もAEDの研修を受けたことがあるんですけども、頭ではわかっている、実際にやらないとわかりにくいなということを感じました。私が受けたときに講師の方には、実際にはこんないい状態ばかりじゃないですよと言われてました。もしかしたら衣服が汚れていたりする場合があります。そういったときに皆さんどうしますか、と投げかけられてドキッとした思いがあります。やっぱりそういう講習とかで、実際にやって見ないとわからないところを、現場に従事されていらっしゃる方の御意見をいただくというのが大切なのかなと思います。また、女性に対してAEDをうまく使用することに戸惑いがあるのではないかと思います。ある地域では、AEDに大きめの布と一緒に付属されていて、作業するときに、胸の上に広げられる布があるだけで、対象者の羞恥心とか、周囲の視線を和らげたりする効果があるというものです。こういうのはやっぱり緊急時の判断に迷いを発生させない効果としてやっぱり実際にやってみないとわからないという感じが致しますので、是非このような緊急時に関わるものは、実際の研修そういうのをやっていただく機会を確保していただいて、そういったところをして教育していただきたいと感じています。</p>
<p>学校安全・ 体育課長</p>	<p>ありがとうございました。講師の方に来ていただいたりして講習を行うようなことが多いですけども、いただいた視点などを踏まえて、いろいろな場合を想定した研修ができるようにしようと思います。また、教員はもちろんなんですけど、われわれとしましてもできるだけ生徒を参加型にして、生徒自身が講習を受けることができるようにしたいと考えています。例えば、その場に大人がいないような、子どもたちしかいなくて、そこで何とかしなければいけない状況があったりしますので、そのことと合わせて学校に今後またお願いしよう</p>

和 泉 委 員	<p>と思います。ありがとうございました。</p> <p>きれいにまとめられている57ページの内容ですが、目指す姿で、「全ての児童生徒等が自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること」、この自ら適切に判断して主体的に行動ができるというのが安全教育の一番の目的であり、最終ゴールになっていきますけども、どうしても形式的な行事、研修等になりがちになるんじゃないかと思っております。例えば、自分の地域が津波にあったときに、子どもたちが「津波にあっちゃうからおじいちゃんおばあちゃんも逃げようね」と一緒に逃げるような、地域で防災を考えていくという、生々しいシチュエーションの中で、皆で考えていくようにしてほしいと思います。是非、地域の方を巻き込んだ現実味のあるシチュエーション、最悪の場合、というような状況を含めて、子どもと一緒に考えて、自分事として真剣に考えていく、そういった取組が行われるよう、学校教育の中で進めていけたらなと思っております。</p>
学 校 安 全 ・ 体 育 課 長	<p>ありがとうございました。多くの学校は、何かあった時の避難場所となっているところがありますので、今後は地域の方々と連携しながらなおかつ訓練のあり方を考えていく必要があると思います。昔は教員の指示に従ってとにかく黙って短時間に整列できたならよしとしていましたが、今はもうそれは当たり前のことです。実際に言われたことがあります。いつも通っている避難経路が、地震の場合は通れない可能性がある、そういういろんな状況を想定した訓練というのを今後考えていかないといけないというふうに思っています。地域の方と本当に、いろいろ情報共有しながら、生徒も大きくなってきたら、周りのおじいちゃんおばあちゃんを手助けしながら、一緒に避難するというのも十分考えられますので、そういったことも想定しながら安全教育を行っていこうと思っています。ありがとうございました。</p>
木 阪 委 員	<p>56ページにある「県が重視する内容」について、「子どもたち一人ひとりの命を守るタブレット」ということだったので、59ページを見ました。どんな機能かと思い見てみたら、学習用でこのホームページを見て、そのサイトにとんで学ぶ、ということなんですね。例えば、山口県であったり各市町村であったり、いろんな情報を提供しており、実際に良いサイトがあるけど、ハザードマップなどがあるとよいと思います。また、授業で学んだときに、授業中に自分の住んでいるところのハザードマップを見ながらだと、よりリアルな授業ができるかもしれません。そういうのが便宜があつていいと思います。</p>
学 校 安 全 ・ 体 育 課 長	<p>ハザードマップ、確かこの中のどれかから、自分ですぐ確認できるようにはしているとは思いますが、今御指摘されたように、いろんなサイトが今後できてくることがあると思いますので、今後も、常に新しい情報を得ながらよりいいものにしていけたらというふうに考えております。</p>
教 育 長	<p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。</p>

教育政策課長	<p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p> <p>次回の教育委員会会議は、令和4年10月18日（火）午後2時を予定しております。よろしくをお願いします。</p>
--------	--